

墓地等の廃止許可に係る手続きの流れ

- ① 墓地等の廃止に関する説明(墓地管理者または、経営者)
墓地等の使用者に対し、廃止に関する説明を行い、改葬手続きを行うよう案内してください。
- ② 改葬(墓地使用者)
改葬する場合は、坂戸市が発行する改葬許可証が必要になります。手続き方法については、[市ホームページ「改葬許可」](#)をご確認ください。
※ 改葬許可申請書には墓地管理者の証明が必要となります。
※ 埋蔵されている全ての遺骨(焼骨)を改葬してください。
- ③ 墓地等廃止許可申請(墓地管理者または、経営者)
墓地等廃止許可申請書に次の書類を添付し、環境政策課に申請してください。

添付書類

- ・ 改葬報告書
(死亡者の住所・氏名・死亡年月日・改葬の場所・改葬年月日が記載されたもの)
- ・ 改葬許可証の写し(あれば添付)
- ・ 案内図
- ・ 現地写真(墓地の全体がわかるように複数個所から写真を撮ってください。)
- ・ 法人(地方公共団体を除く。)の場合は、墓地等の廃止について意思決定をした旨を証する書類
- ・ 共同墓地の場合は、墓地等の廃止について管理組合等で意思決定した旨を証する書類もしくは、墓地使用者全員の合意を証する書類

- ④ 墓地等経営廃止許可書(環境政策課)
書類等を確認し、発送します。
- ⑤ 墓地等工事着手届(墓地管理者または、経営者)
墓地等を廃止する場合、その土地を更地にする必要があります。墓石や墓地に関する設備等を撤去する工事を行う場合、着工前に墓地等工事着手届を環境政策課に提出してください。
- ⑥ 墓地等工事完了届(墓地管理者または、経営者)
工事完了後、速やかに墓地等工事完了届を環境政策課に提出してください。後日、市職員が現地確認を行います。(墓地管理者または、経営者の立ち合い)
- ⑦ 墓地等工事完了検査済証(環境政策課)
現地確認後に発送します。
- ⑧ 登記簿の用途変更(墓地管理者または、経営者)
法務局で登記簿の用途変更を行ってください。